

建築物点検マニユアル

平成30年3月

平成31年3月改正

令和2年3月改正

令和3年3月改正

令和4年3月改正

令和5年3月改正

山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・ ・ ・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・ ・ ・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・ ・ ・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・ ・ ・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・ ・ ・	14
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
<様式等>		
別紙1 点検対象建築物一覧表	・ ・ ・	15
別紙2 法令検査点検一覧表	・ ・ ・	30
様式1 建築基準法点検票	・ ・ ・	31
様式2 長寿命化点検票	・ ・ ・	73
様式3 日常点検票	・ ・ ・	84

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

(1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

(2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票(様式2)を基に、区分欄の①に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きを確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後 10 年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、長寿命化点検票（様式 2）に反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

※ 平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、施設所管課において、資産活用課が管理するシステムに点検結果を記録する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、長寿命化点検票（様式 2）は、直近の点検結果を反映すること。

第 3 章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙 2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙 2 参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、長寿命化点検票（様式 2）を基に、区分欄の②に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ点検結果に反映させること。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管する

とともに、所管課に報告すること。

なお、長寿命化点検票（様式2）は、直近の点検結果を反映すること。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保安全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基

準法定点検を行うもの、防災拠点など)については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、資産活用課が別途通知する期日(5月末までの間)までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産活用課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

<判断項目> 耐用年数の経過状況(耐用年数経過率)、劣化状況、不具合の状況(現在の発生状況、過去からの発生頻度等)、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票(以下、「点検票」という。)(様式2)を使用する(点検結果は電子データとして作成。)

(2) 点検票区分

- ・ 区分欄の①について
①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の②について
②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の③について
長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B、Cの3区分とする。

- ・ A判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの

- ・ B判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

（４）留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用したりするなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付すること。

（５）点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

<項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、点検者職・氏名

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」の施設番号等を転記すること。

※ 建築年月日、延床面積は、施設カルテ、公有財産台帳等を確認し正確に記入すること。

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする（リストから選択。以下同じ。）こと。

※ 施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と点検票の点検対象（部位・設備）が一致しているか必ず確認すること。

※ 確認のうえ、施設カルテに誤りがあった場合は、施設カルテを修正し、資産活用課に報告すること。

※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること（部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力しないこと）。

② 更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。
また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

- ※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。
- ※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目（A判定・B判定・C判定）

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等	
A判定	異常なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合	
B判定	建築	中程度の劣化 ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シーートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 <u>シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合</u>	
	設備	異音、異臭、異常振動がある	
		耐用年数経過率が1.2以上	耐用年数経過率＝経過年数÷耐用年数 ※建築年月日（及び更新年度）から自動計算される
	共通	不具合がある、機能上支障がある	現に不具合、機能上の支障がある場合 <u>現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合</u>
点検業者等の指摘がある		耐用年数経過等による <u>更新推奨の場合こちらに該当</u>	
C判定	建築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シーートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設備	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない場合
		作動しない	当該設備が作動していない場合
	共通	点検業者等から早急な改善の指摘がある	

- ※ 外壁：外部天井を含む。
- ※ 換気設備：換気扇は対象外。
- ※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。

※ 消火設備：消火器は対象外。

※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）及び同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など）を記載すること。

※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

この場合、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」も同様の記載となることに留意すること。

●自動火災報知設備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※ 同じ棟で部位が複数ある場合（アスファルト防水とシート防水など）、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と一致しているかよく確認すること。部位の仕様（種類）が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。

※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること（この場合、写真は添付不要）。

※ 備考欄の記載については、後述の（6）「備考欄記載例」を参照。

※ 前年度B判定のものは、原則、B判定（又はC判定）となることに留意すること（修繕等しないでA判定にはならない）。

④ 備考①

③で「○」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を具体的に記載する（（6）備考欄記載例を参照）。

※ ②で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること（例：R2所属予算で更新予定、R3長寿命化改修予定）。

※ 同一の設備が複数ある場合（例えばエアコン（空気調和機等）等）は、系統が分かるようにすること。

⑤ 備考②

③で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「○」をした場合、指摘の内容を記載（指摘内容部分を転記）し、対応状況を記載する。

※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。

※ 該当する点検結果を参考に添付すること（PDF ファイル）。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳（後述）に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

※ 点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とする又は当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するための業者見積書の取得を限られた期間の中で依頼する予定。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する（したい）場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

⑨ 見積額（千円）

⑧で業者見積書「有」とした場合、業者見積額（千円）を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付する。点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること（写真帳シート以外のシートは削除しないこと）。

※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。

※ No.は「部位・設備番号ー連番」（例 1-1）とし、点検票「写真No.」欄に記載すること。

※ 写真ごとに具体的な説明（どの部位・設備のどの部分の写真か等）を記載すること。

※ 写真は部位・設備ごとに、近景（支障等の箇所）・遠景（全景が分かるように）を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を添付すること（枠を適宜コピー）。必要に応じ、写真位置図（立面図（外壁）に写真の箇所を示す等）を添付すること。

※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること（代表

的な写真としないこと)。

※ 設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)。

(6) 備考欄記載例

【備考①】: 劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を記載

●屋根(番号1~3)

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

●外壁(番号4~6)

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。
- ・ 外壁面の複数個所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

●建具(番号7~8)

- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備(番号9~28)

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を

行ったが一時的によくなるものの改善されない。

- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作(確認)ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性はあるが、修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している(今年度修繕予定)。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないので使用中止している。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ(給水)が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。
- ・ 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から水が溢れるので、今後、詰まりを改善するための改修が必要である。現状、未対応の状態で大雨の後は大きな水たまりができる。

【備考②】：点検業者等の指摘の内容(指摘内容部分を転記)及び対応状況を記載

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- ・ H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。
- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に低濃度PCB(0.5超～5,000mg/kg)が使用されていることから、処理期限のR9.3.31までに更新する必要があると指摘された。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検(オーバーホール)の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあるとして指摘された。今年度修繕を予定

している。

- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。

6 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、別途指定する期日までに、施設所管課において、資産活用課が管理するシステムに点検結果を記録する。

長寿命化点検結果は、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

<参考>建物部位・設備ごとの耐用年数表

工事種別	区分	種別・内容		計画保全		事後保全	目標使用年数	
				予防保全	監視保全			
建築	屋根	屋根防水+押さえコン	アスファルト防水	○			30	
		シート系防水		○			20	
		屋根長尺金属板	金属板葺き	○			30	
		その他	スレート・かわら他	○			20	
	外壁	壁-タイル			○			80
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	○			15	
		金属板その他		○			40	
		外部天井			○		20	
	建具	シーリング			○			15
		外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等		○		40	
		内部建具	内部鋼製建具、木製建具			○	30	
		自動扉	ステンレス製自動両開扉		○		80	
	内部	ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター			○	80	
		内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物			○	30	
電気設備	受変電	高圧	高圧受変電	○			30	
	発電・静止形電源	非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	○			30	
		交流無停電電源	無停電電源装置	○			20	
		太陽光発電				○	25	
		電力	電力	配管配線等			○	30
	電力	電線類	配線			○	30	
		制御盤、分電盤、OA盤				○	25	
		蛍光灯、他	FL電球、Hf電球、LED			○	20	
			非常灯			○	20	
	誘導灯				○	20		
	中央監視	中央監視	中央監視装置	○			15	
	通信・情報	LAN、電話、表示、映像、防犯等	電話交換機			○	20	
			情報・出退表示装置			○	20	
			放送(アンブ)			○	20	
			時計設備			○	20	
			配管配線等			○	20	
		通信・情報(防災)	自動火災報知		○		20	
機械設備	空調設備	温熱源	ボイラー	○			15	
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	○			20	
		空気調和機	パッケージ型、ユニット型、FCU		○		20	
		空気調和機(出力22kw以下)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機		○		15	
		空気調和機(出力22kw超)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調		○		20	
		全熱交換器、空気清浄装置			○		20	
		ポンプ、タンク、ダクト、配管			○		20	
	換気設備	換気設備	送風機・ダクト		○		30	
	排煙設備	排煙設備	排煙機		○		25	
	自動制御設備	自動制御			○		15	
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等		○		30	
	衛生設備	衛生器具、他			○		30	
	消火設備	消火設備一式			○		30	
	昇降機その他	エレベーター			○		30	
	その他	舞台装置	体育館			○	30	

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式3）を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
1	県民文化ホール	1	山梨県県民文化ホール会館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	4	富士山世界遺産センター北館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	1	富士山世界遺産センター南館	○	○	
3	リニア見学センター	1	リニア見学センターわくわくやまなし館		○	
3	リニア見学センター	2	リニア見学センターどきどきリニア館		○	
4	図書館	2	県立図書館	○	○	
4	図書館	10	県立図書館（駐車場）		○	
5	八ヶ岳少年自然の家	1	管理棟	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	2	宿泊棟	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	3	観測棟	○		
5	八ヶ岳少年自然の家	5	屋内体育館	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	6	キャンプセンター	○		
5	八ヶ岳少年自然の家	21	研修棟	○	○	
6	愛宕山少年自然の家	1	愛宕山少年自然の家		○	
7	科学館	1	科学館	○	○	
8	ゆずりはら青少年自然の里	1	本館棟・家族棟		○	
8	ゆずりはら青少年自然の里	2	一般棟		○	
9	山梨ことぶき勸学院	1	山梨ことぶき勸学院校舎	○		
10	博物館	1	県立博物館	○	○	
11	美術館	1	県立美術館・本館	○	○	
11	美術館	7	増築棟	○	○	
12	考古博物館	1	山梨県立考古博物館	○	○	
13	文学館	1	県立文学館・本館	○	○	
16	八代射撃場	1	県営八代射撃場 管理棟	○	○	
16	八代射撃場	2	県営八代射撃場 スモールポアライフル射場	○	○	
16	八代射撃場	3	県営八代射撃場 エアライフル射場	○	○	
18	青少年センター	1	青少年センター本館		○	
18	青少年センター	4	青少年センター体育館・プール		○	
18	青少年センター	6	青少年センターリバース和戸館	○	○	
18	青少年センター	1	青少年センター別館		○	
19	アイメッセ山梨	4	管理棟	○	○	
19	アイメッセ山梨	5	展示棟	○	○	
20	産業技術短期大学校	5	南エリア 講義棟（2号館）	○		
20	産業技術短期大学校	1	北エリア 実験・実習棟（C棟）	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
20	産業技術短期大学校	2	北エリア 体育館	○	○	○
20	産業技術短期大学校	3	附属棟（給水ポンプ）	●		
20	産業技術短期大学校	11	南エリア 本部・講義棟（1号館）	○		
20	産業技術短期大学校	27	南エリア 実験棟（A棟）	○		
20	産業技術短期大学校	31	ポンプ室（給水ポンプ）	●		
20	産業技術短期大学校	33	南エリア 実習棟（B棟）	○		
20	産業技術短期大学校	1	都留キャンパス校舎	○		
21	峡南高等技術専門学校	2	電気システム科実習棟	○		
21	峡南高等技術専門学校	8	自動車整備科実習棟及び洗車場棟	○		
21	峡南高等技術専門学校	12	第2実習棟	○		
21	峡南高等技術専門学校	19	高圧実習棟	○		
21	峡南高等技術専門学校	20	本館	○		
22	就業支援センター	2	本館	○		
23	中小企業人材開発センター	3	中小企業人材開発センター本館	○	●	
23	中小企業人材開発センター	4	中小企業人材開発センター実習棟	○		
27	富士川観光センター	1	富士川観光センター展示場		○	
28	北岳山荘（南アルプス市貸付）	1	北岳山荘		○	
29	富士北麓駐車場	1	インフォメーションセンター	○		
40	富士湧水の里水族館	1	淡水魚展示施設	○	○	
40	富士湧水の里水族館	2	淡水魚展示施設付属電気室（受変電・非常用電源）	●		
41	フラワーセンター	1	管理舎	○		
41	フラワーセンター	7	フラワーマーケット棟	○	○	
41	フラワーセンター	8	フラワー工房棟	○	○	
41	フラワーセンター	9	レストラン棟	○	○	
41	フラワーセンター	10	事務所棟	○	○	
41	フラワーセンター	11	展望棟	○	○	
42	まきば公園	4	畜産資料展示施設棟	○	○	
43	北杜高等学校	1	校舎棟	○	○	
43	北杜高等学校	2	屋内運動場棟	○	○	
43	北杜高等学校	23	農場職員室棟	○	○	
44	韮崎高等学校	14	定時制校舎	○	○	
44	韮崎高等学校	15	北館（特別教室棟）	○	○	
44	韮崎高等学校	30	屋内運動場	○	○	
44	韮崎高等学校	31	校舎	○	○	

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命 点検	建築 基準 点検	営繕 課
45	葑崎工業高等学校	36	C館（特別教室・実習棟）	○	○	
45	葑崎工業高等学校	49	A館（電気科・情報技術科・制御工学科実習棟）	○	○	
45	葑崎工業高等学校	51	B館（電子機械科実習棟）	○	○	
45	葑崎工業高等学校	63	家庭科実習棟	○	○	
45	葑崎工業高等学校	67	D館（環境化学科実習棟）	○	○	
45	葑崎工業高等学校	68	本館（管理・普通・特別教室棟）	○	○	
45	葑崎工業高等学校	70	屋内運動場	○	○	
46	甲府第一高等学校	45	屋内運動場	○	○	
46	甲府第一高等学校	46	校舎棟	○	○	
47	甲府西高等学校	1	本館棟	○	○	
47	甲府西高等学校	2	音楽美術棟	○	○	
47	甲府西高等学校	3	体育館棟	○	○	
47	甲府西高等学校	4	格技棟	○	○	
47	甲府西高等学校	5	南館	○	○	
48	甲府南高等学校	49	管理・普通教室棟	○	○	
48	甲府南高等学校	50	特別教室棟	○	○	
48	甲府南高等学校	55	屋内運動場	○	○	
49	甲府東高等学校	1	校舎	○	○	
49	甲府東高等学校	2	体育館	○	○	
49	甲府東高等学校	15	管理棟及び普通教室棟	○	○	
49	甲府東高等学校	17	特別教室棟（芸術棟）	○	○	
49	甲府東高等学校	18	格技場	○	○	
50	甲府工業高等学校	42	校舎（管理教室棟、実習棟1、2）	○	○	
50	甲府工業高等学校	43	屋内運動場	○	○	
50	甲府工業高等学校	61	甲府工業高校専攻科校舎	○	○	
51	甲府城西高等学校	18	実習棟（6号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	27	実習棟（3号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	30	実習棟（2号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	37	校舎	○	○	
51	甲府城西高等学校	41	屋内運動場	○	○	
52	甲府昭和高等学校	1	管理棟	○	○	
52	甲府昭和高等学校	2	普通教室棟（南館）	○	○	
52	甲府昭和高等学校	3	屋内運動場	○	○	
52	甲府昭和高等学校	4	格技場	○	○	

別紙 1 点検対象建築物一覽表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命 化学点検	建築 基準法 点検	営繕 課
52	甲府昭和高等学校	13	普通教室棟（北館）	○	○	
52	甲府昭和高等学校	14	特別教室棟	○	○	
53	農林高等学校	36	農業土木科特別教室	○	○	
53	農林高等学校	40	造園科特別教室	○	○	
53	農林高等学校	44	新本館第3期分	○	○	
53	農林高等学校	49	生活科棟	○	○	
53	農林高等学校	50	林業科棟	○	○	
53	農林高等学校	53	特別教室棟	○	○	
53	農林高等学校	57	食品化学棟	○	○	
53	農林高等学校	58	育林実習棟	○	○	
53	農林高等学校	69	農業科、園芸科実習棟	○	○	
53	農林高等学校	106	屋内運動場	○	○	
53	農林高等学校	111	普通・特別教室棟	○	○	
54	巨摩高等学校	21	二号館	○	○	
54	巨摩高等学校	22	昇降口	○	○	
54	巨摩高等学校	26	三号館東	○	○	
54	巨摩高等学校	27	三号館西	○	○	
54	巨摩高等学校	28	芸術棟（特別教室）	○	○	
54	巨摩高等学校	39	屋内運動場	○	○	
54	巨摩高等学校	42	校舎	○	○	
55	白根高等学校	1	管理普通教室棟	○	○	
55	白根高等学校	2	格技場	○	○	
55	白根高等学校	3	屋内運動場	○	○	
55	白根高等学校	13	特別教室棟	○	○	
59	身延高等学校	7	災害復旧校舎（B館）	○	○	
59	身延高等学校	34	校舎 C館	○	○	
59	身延高等学校	38	B館	○	○	
59	身延高等学校	43	屋内運動場	○	○	
59	身延高等学校	45	管理棟	○	○	
59	身延高等学校	53	多目的室内練習場	○	○	
60	笛吹高等学校	1	校舎（本館・中館・南館）	○	○	
60	笛吹高等学校	2	屋内運動場	○	○	
60	笛吹高等学校	9	環境・緑地系列実習棟（旧普通教室棟 北館）	○	○	
60	笛吹高等学校	29	園芸棟（園芸科管理棟）	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命 点検	建築 基準 点検	営繕 課
60	笛吹高等学校	30	園芸・農土実験室	○	○	
60	笛吹高等学校	37	農場管理実習棟	○	○	
61	日川高等学校	24	格技場	○	○	
61	日川高等学校	35	トレーニングセンター	○	○	
61	日川高等学校	43	家庭科教室棟	○	○	
61	日川高等学校	53	屋内運動場	○	○	
61	日川高等学校	56	管理・普通教室棟	○	○	
61	日川高等学校	57	特別教室棟	○	○	
62	山梨高等学校	10	校舎（中館）	○	○	
62	山梨高等学校	12	校舎（南館）	○	○	
62	山梨高等学校	13	校舎（北館）	○	○	
62	山梨高等学校	16	昇降所	○	○	
62	山梨高等学校	47	屋内運動場	○	○	
63	塩山高等学校	2	屋内運動場	○	○	
63	塩山高等学校	7	管理棟	○	○	
63	塩山高等学校	8	情報処理棟	○	○	
63	塩山高等学校	9	普通教室棟	○	○	
63	塩山高等学校	10	特別教室棟	○	○	
64	都留高等学校	12	南館	○	○	
64	都留高等学校	13	中館	○	○	
64	都留高等学校	17	北館	○	○	
64	都留高等学校	19	南館－中館昇降所	○	○	
64	都留高等学校	28	屋内運動場	○	○	
65	上野原高等学校	1	南館校舎	○	○	
65	上野原高等学校	2	昇降所	○	○	
65	上野原高等学校	7	体育館	○	○	
65	上野原高等学校	8	格技場	○	○	
65	上野原高等学校	14	北館校舎	○	○	
65	上野原高等学校	16	管理棟	○	○	
66	都留興譲館高等学校	9	屋内運動場	○	○	
66	都留興譲館高等学校	1	教室棟	○	○	
66	都留興譲館高等学校	25	実習棟	○	○	
67	吉田高等学校	32	体育館	○	○	
67	吉田高等学校	41	管理・特別教室棟(北館)	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命 点検	建築 基準 法 点 検	営繕 課
67	吉田高等学校	42	普通・特別教室棟(南館・中館)	○	○	
68	富士北稜高等学校	34	3号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	35	4号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	42	家庭科実習棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	48	体育館	○	○	
68	富士北稜高等学校	1	2号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	2	1号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	3	第二屋内運動場	○	○	
69	富士河口湖高等学校	7	普通教室 (B棟)	○	○	
69	富士河口湖高等学校	8	特別教室 (D棟)	○	○	
69	富士河口湖高等学校	9	屋内体育館	○	○	
69	富士河口湖高等学校	11	普通教室 (A棟)	○	○	
69	富士河口湖高等学校	12	特別教室 (C棟)	○	○	
69	富士河口湖高等学校	16	昇降口、渡廊下 (管理棟～A棟)	○	○	
69	富士河口湖高等学校	17	管理棟	○	○	
69	富士河口湖高等学校	18	格枝場	○	○	
70	中央高等学校	16	屋内運動場	○	○	
70	中央高等学校	13	中央高校 (管理・特別・普通教室棟)	○	○	
71	ひばりが丘高等学校	26	体育館	○	○	
71	ひばりが丘高等学校	28	校舎	○	○	
582	青洲高等学校	1	本館・実習棟1・渡り廊下 (6)	○	○	
582	青洲高等学校	2	実習棟2	○	○	
72	盲学校	19	校舎(北館・中館・南館)	○	○	
72	盲学校	21	屋内運動場	○	○	
73	ろう学校	1	校舎	○	○	
73	ろう学校	5	屋内運動場	○	○	
73	ろう学校	10	寄宿舍	○	○	
74	甲府支援学校	11	屋内運動場及びポイラー室	○	○	
74	甲府支援学校	12	訓練棟	○	○	
74	甲府支援学校	13	管理棟	○	○	
74	甲府支援学校	22	盲学校・甲府支援学校寄宿舍棟	○	○	
74	甲府支援学校	24	校舎	○	○	
75	あけぼの支援学校	1	管理棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	2	小学部棟	○	○	

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
75	あけぼの支援学校	3	中高校棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	4	重度棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	11	屋内体育館	○	○	
75	あけぼの支援学校	13	特別教室棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	14	校舎 6 号館	○	○	
75	あけぼの支援学校	16	重度心身障害児教室	○	○	
75	あけぼの支援学校	22	プール棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	24	管理棟昇降口	○	○	
76	わかば支援学校	46	高等部棟	○	○	
76	わかば支援学校	47	特別教室棟B	○	○	
76	わかば支援学校	48	中学部棟	○	○	
76	わかば支援学校	50	寄宿舍棟	○	○	
76	わかば支援学校	51	特別教室棟A	○	○	
76	わかば支援学校	53	屋内運動場	○	○	
76	わかば支援学校	54	管理棟	○	○	
76	わかば支援学校	55	小学部棟 A	○	○	
76	わかば支援学校	56	小学部棟 B	○	○	
77	わかば支援学校ふじかわ分校	1	校舎	○	○	
78	やまびこ支援学校	27	管理棟	○	○	
78	やまびこ支援学校	36	屋内運動場	○	○	
78	やまびこ支援学校	29	車庫棟			
78	やまびこ支援学校	30	農園作業棟			
78	やまびこ支援学校	31	小学部棟		○	
78	やまびこ支援学校	32	中学部棟		○	
78	やまびこ支援学校	33	高等部棟		○	
78	やまびこ支援学校	34	特別教室棟		○	
78	やまびこ支援学校	35	寄宿舍・食堂棟		○	
78	やまびこ支援学校	37	渡り廊下		○	
79	富士見支援学校	3	富士見支援学校校舎改築（一部・連絡通路）	○	○	
80	富士見支援旭分校	1	富士見支援学校旭分校校舎	○	○	
81	ふじざくら支援学校	1	校舎	○	○	
81	ふじざくら支援学校	2	屋内運動場	○	○	
82	かえで支援学校	1	校舎棟	○	○	
82	かえで支援学校	4	屋内運動場	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
82	かえで支援学校	5	プール棟（給水ポンプ）	●	○	
82	かえで支援学校	9	高等部普通教室棟	○	○	
82	かえで支援学校	10	管理棟	○	○	
82	かえで支援学校	13	小学部棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	21	特別教室棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	23	実習棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	31	普通教室棟（渡り廊下含む）	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	33	管理棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	43	寄宿舍	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	44	屋内運動場	○	○	
581	うぐいすの杜学園	2	普通教室棟・屋内運動場	○	○	
581	うぐいすの杜学園	3	特別教室棟（理科・図工・技術室）		○	
581	うぐいすの杜学園	4	特別教室棟（家庭科室）		○	
581	うぐいすの杜学園	5	渡り廊下		○	
581	うぐいすの杜学園	6	特別教室棟（図書・メディアルーム）		○	
581	うぐいすの杜学園	7	特別教室棟（音楽室）		○	
85	農林大学校	21	農林大学校校舎	○	○	○
85	農林大学校	25	農林大学校 体育館	○	○	○
85	農林大学校	34	農林大学校本館	○	○	○
86	総合教育センター	1	本館	○		
86	総合教育センター	3	別館（A棟）	○		
86	総合教育センター	4	特別支援教育棟（B棟）	○		
86	総合教育センター	10	情報教育棟	○	●	
88	青い鳥老人ホーム	1	老人ホーム	○	○	
91	育精福祉センター	16	育精福祉センター居住棟		○	
91	育精福祉センター	17	育精福祉センター作業棟		○	
91	育精福祉センター	32	育精福祉センター精神薄弱者重度更生施設		○	
91	育精福祉センター	33	育精福祉センター作業訓練棟		○	
91	育精福祉センター	42	エネルギー棟	○	○	
91	育精福祉センター	44	渡り廊下		○	
91	育精福祉センター	45	児童重度棟	○	○	
91	育精福祉センター	46	管理・療育棟	○	○	
91	育精福祉センター	47	ホール棟	○	○	
91	育精福祉センター	49	児童一般棟	○	○	

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
92	育精福祉センター成人寮	41	成人最重度棟	○	○	
92	育精福祉センター成人寮	48	成人重度棟	○	○	
93	あけぼの医療福祉センター成人寮	21	肢体不自由者更生施設棟	○	○	
95	あけぼの医療福祉センター	2	みだい体育センター（勤労身体障害者施設）	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	19	重症心身障害児施設棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	20	肢体不自由児施設棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	26	医療・管理棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	1	富士・東部リハビリテーション病院診療所	○	○	
96	富士ふれあいセンター	1	ふれあいセンター	○	○	○
96	富士ふれあいセンター	6	機械棟		○	○
97	甲陽学園	18	甲陽学園むつみ寮（男子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	19	甲陽学園本館	○	○	○
97	甲陽学園	21	体育館	○	○	○
97	甲陽学園	23	ますみ寮（女子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	24	のぞみ寮（個別支援寮）	○		
190	男女共同参画推進センター	1	びゅあ富士 本館		○	
190	男女共同参画推進センター	1	びゅあ峡南 本館		○	
190	男女共同参画推進センター	1	びゅあ総合 本館	○	○	
191	消防学校	11	教育管理棟	○	○	○
191	消防学校	12	宿泊棟	○	○	○
191	消防学校	14	車庫棟		○	○
192	防災安全センター	1	山梨県防災安全センター	○	○	
195	八ヶ岳自然ふれあいセンター	1	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	○	○	
579	やまなし地域づくり交流センター	1	やまなし地域づくり交流センター	○	○	
196	本庁舎	1	県議会議事堂	○	●	
196	本庁舎	1	本館	○	○	
196	本庁舎	1	北口大型車庫		○	
196	本庁舎	2	別館	○	○	
196	本庁舎	7	道路下自動車車庫		○	
196	本庁舎	14	北別館	○	○	
196	本庁舎	25	防災新館	○	○	
196	本庁舎	27	県議会委員会室棟	○	●	
197	西八代合同庁舎	1	西八代合同庁舎（庁舎本館）	○		○
197	西八代合同庁舎	2	西八代合同庁舎（車庫及び倉庫）		○	○

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
198	南巨摩合同庁舎	1	南巨摩合同庁舎本館	○		○
198	南巨摩合同庁舎	2	南巨摩合同庁舎試験棟及び車庫		○	○
198	南巨摩合同庁舎	3	南巨摩合同庁舎車庫		○	○
199	南都留合同庁舎	1	南都留合同庁舎 庁舎棟	○	●	○
199	南都留合同庁舎	6	南都留合同庁舎 立体駐車場		○	○
200	北巨摩合同庁舎	1	北巨摩合同庁舎 本館	○	●	○
200	北巨摩合同庁舎	2	北巨摩合同庁舎 倉庫棟		○	○
200	北巨摩合同庁舎	3	北巨摩合同庁舎 車庫棟B		○	○
200	北巨摩合同庁舎	4	北巨摩合同庁舎 車庫棟C		○	○
200	北巨摩合同庁舎	8	北巨摩合同庁舎 別館棟	○		○
200	北巨摩合同庁舎	9	車庫棟A		○	○
201	東山梨合同庁舎	1	東山梨合同庁舎 本館	○	●	○
201	東山梨合同庁舎	2	東山梨合同庁舎 倉庫		○	○
201	東山梨合同庁舎	3	東山梨合同庁舎 車庫		○	○
205	東八代合同庁舎	1	東八代合同庁舎本館	○	●	
205	東八代合同庁舎	2	東八代合同庁舎車庫及び資材庫		○	○
206	自動車税部庁舎	1	本館（南館）	○		
206	自動車税部庁舎	3	新館（北館）	○		
208	富士吉田合同庁舎	1	富士吉田合同庁舎	○	●	○
208	富士吉田合同庁舎	2	倉庫・車庫棟		○	○
209	都留児童相談所	1	都留児童相談所	○	○	○
210	福祉プラザ	1	山梨県福祉プラザ	○	○	○
211	動物愛護指導センター	7	事務所（本館棟）	○		
577	子どものこころサポートプラザ	1	子どものこころサポートプラザ 本館棟	○	○	
577	子どものこころサポートプラザ	2	こころの発達総合支援センター プレイルーム棟等		○	
577	子どものこころサポートプラザ	3	子ども心理生活エリア棟		○	
212	中北建設事務所	2	中北建設事務所本館	○		○
212	中北建設事務所	8	中北建設事務所車庫		○	○
212	中北建設事務所	11	中北建設事務所グレーダー車庫		○	○
213	峡南建設事務所身延支所	1	本館	○		○
214	新環状道路建設事務所	1	本館	○		○
214	新環状道路建設事務所	3	車庫		○	○
215	富士・東部建設事務所	1	富士・東部建設事務所	○		○
218	衛生環境研究所	1	衛生環境研究所本館	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
219	食肉衛生検査所	5	食肉衛生検査所本館	○		
219	食肉衛生検査所	6	食肉衛生検査所機械室及び動物舎	●		
222	森林総合研究所	1	管理棟	○		
222	森林総合研究所	2	研究棟	○		
222	森林総合研究所	4	公用車車庫、機械室（給水ポンプ）	●	○	○
227	産業技術センター 富士技術支援センター	1	富士工業技術センター庁舎	○		
227	産業技術センター 富士技術支援センター	12	富士技術支援センター 研究開発支援棟	○		
228	産業技術センター 甲府技術支援センター（ワインセンター）	1	ワインセンター本館	○	●	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	1	甲府技術センター デザインセンター	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	2	甲府技術センター 研究管理棟	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	3	甲府技術センター 実験棟	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	11	イノベーション支援棟	○	○	
230	水産技術センター	1	水産技術センター忍野支所 管理棟	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター 本館	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター 職員宿舎		○	○
231	総合農業技術センター	1	本館	○		
231	総合農業技術センター	3	機械室		○	○
231	総合農業技術センター	6	車庫		○	○
231	総合農業技術センター	11	本館	○		
231	総合農業技術センター	1	八ヶ岳試験地 管理棟	○		
231	総合農業技術センター	1	果樹試験明野試験地棟	○		
231	総合農業技術センター	1	高冷地野菜・花き振興センター棟	○		
232	果樹試験場	18	果樹試験場本館	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	34	酪農試験場 本館	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	36	酪農試験場 格納庫・車庫（受変電・非常用発電）	●	○	○
233	畜産酪農技術センター長坂支所	47	バイオテクノロジー研究棟	○		
234	畜産酪農技術センター	1	管理棟	○		
234	畜産酪農技術センター	47	管理棟（小）	○		
235	東部家畜保健衛生所	1	東部家畜保健衛生所本館	○		
235	東部家畜保健衛生所	5	東部家畜保健衛生所検査棟	○		
236	八ヶ岳牧場	1	八ヶ岳牧場看視舎	○		
238	富士山科学研究所	1	富士山科学研究所本館棟	○	○	
238	富士山科学研究所	2	富士山科学研究所研究棟	○	○	
246	鑑識分庁舎	1	鑑識分庁舎	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
246	鑑識分庁舎	5	鑑識分庁舎（食品工業開放試験室）	○		
247	本部分庁舎	1	本部分庁舎（旧交通部）	○	○	
248	ハリポート	1	ハリポート（管理棟）	○		
249	警察学校	1	警察学校体育館	○		
249	警察学校	1	警察学校西寮	○	○	
251	山梨県総合交通センター	1	山梨県総合交通センター事務棟	○	●	
251	山梨県総合交通センター	2	研修室	○		
251	山梨県総合交通センター	3	指導員事務室	○		
252	安全運転学校都留分校	1	安全運転学校都留分校（庁舎）	○		
253	甲府警察署庁舎	2	甲府警察署庁舎	○	○	
254	南甲府警察署庁舎	1	南甲府警察署庁舎	○		
254	南甲府警察署庁舎	7	南甲府警察署南別館	○		
254	南甲府警察署庁舎	8	南甲府警察署東別館	○		
255	南アルプス警察署庁舎	1	庁舎	○		
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署庁舎	○		
257	北杜警察署庁舎	2	北杜警察署車庫・独身寮	○	○	
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署東別館	○		
258	鰍沢警察署庁舎	1	鰍沢警察署庁舎	○		
259	鰍沢警察署市川分庁舎	1	警察署庁舎	○		
259	鰍沢警察署市川分庁舎	2	独身寮及び車庫	○	○	
260	南部警察署庁舎	1	南部警察署 庁舎	○		
260	南部警察署庁舎	2	南部警察署 車庫及び独身寮	○	○	
261	笛吹警察署庁舎	8	車庫・道場棟	○		
261	笛吹警察署庁舎	9	庁舎棟	○		
261	笛吹警察署庁舎	10	署長公舎	○		
261	笛吹警察署庁舎	11	独身寮	○	○	
262	日下部警察署庁舎	1	日下部警察署	○		
263	日下部警察署塩山分庁舎	1	日下部警察署塩山分庁舎	○		
263	日下部警察署塩山分庁舎	4	日下部警察署塩山分庁舎独身寮	○	○	
264	富士吉田警察署庁舎	1	富士吉田警察署庁舎	○	●	
266	大月警察署庁舎	1	大月警察署庁舎	○		
266	大月警察署庁舎	2	独身寮	○		
267	大月警察署都留分庁舎	1	大月警察署都留分庁舎	○		
268	上野原警察署庁舎	1	上野原警察署庁舎	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
268	上野原警察署庁舎	6	車庫・独身寮	○	○	
586	甲斐警察署庁舎	7	甲斐警察署庁舎	○	○	
416	飯田待機宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
417	宝待機宿舎	1	宝待機宿舎（A棟）	○	○	
417	宝待機宿舎	4	宝待機宿舎（B棟）	○	○	
418	住吉待機宿舎	1	住吉待機宿舎	○	○	
419	飯田職員宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
420	徳行待機宿舎	1	徳行待機宿舎（B棟）	○	○	
420	徳行待機宿舎	4	徳行待機宿舎（A棟）	○	○	
421	中小河原待機宿舎	1	中小河原待機宿舎（A棟）	○	○	
421	中小河原待機宿舎	5	中小河原待機宿舎（B棟）	○	○	
422	峡中地区待機宿舎	1	峡中地区待機宿舎	○	○	
423	竜王待機宿舎	1	竜王待機宿舎（A棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	6	竜王待機宿舎（B棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	10	竜王待機宿舎（C棟）	○	○	
424	美咲寮	1	美咲独身寮B	○	○	
424	美咲寮	3	美咲独身寮A	○	○	
425	清明寮	1	清明寮	○	○	
427	南アルプス警察署署長宿舎	1	南アルプス警察署署長宿舎	○		
428	南アルプス警察署次長宿舎	1	南アルプス警察署次長宿舎	○		
429	南アルプス警察署独身寮	1	南アルプス警察署独身寮	○	○	
430	白根待機宿舎	1	白根待機宿舎	○	○	
432	峡北地区待機宿舎	1	峡北地区待機宿舎	○	○	
435	上町待機宿舎	1	上町待機宿舎	○	○	
436	本町待機宿舎	1	本町待機宿舎	○	○	
438	鰍沢警察署独身寮	1	鰍沢警察署独身寮	○	○	
440	鰍沢警察署次長宿舎	3	鰍沢警察署次長宿舎	○		
442	峡南地区待機宿舎	1	峡南地区警察官待機宿舎	○	○	
443	市川待機宿舎	1	市川待機宿舎	○	○	
448	南部待機宿舎（昭和）	1	南部待機宿舎（昭和）	○	○	
449	南部待機宿舎（岬原）	1	南部待機宿舎（岬原）	○	○	
453	石和地区警察官待機宿舎	1	石和地区警察官待機宿舎	○	○	
455	日下部警察署署長宿舎	1	日下部警察署署長宿舎	○		
456	日下部警察署次長宿舎	1	日下部警察署次長宿舎	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
457	日下部警察署独身寮	1	日下部警察署独身寮	○	○	
458	峡東地区待機宿舍	1	峡東地区警察官待機宿舍	○	○	
459	日下部地区待機宿舍	1	日下部地区警察官待機宿舍	○	○	
461	日下部警察署熊野待機宿舍	1	日下部警察署熊野待機宿舍	○	○	
462	富士吉田警察署署長公舎	1	富士吉田警察署署長公舎	○		
463	富士吉田警察署副署長公舎	1	富士吉田警察署副署長公舎	○		
464	剣丸尾警察官待機宿舍	1	剣丸尾待機宿舍	○	○	
464	剣丸尾警察官待機宿舍	5	剣丸尾待機宿舍・ポンプ室（給水ポンプ、受水槽）	●	○	
465	船津警察官待機宿舍	1	船津警察官待機宿舍	○	○	
466	下宿警察官待機宿舍	1	下宿警察官待機宿舍	○	○	
467	松山待機宿舍	1	松山待機宿舍	○	○	
469	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	1	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	○	○	
470	都留独身寮	1	都留独身寮	○	○	
471	大月待機宿舎	1	大月地区警察官待機宿舎	○	○	
472	大月警察署署長公舎	1	大月警察署署長公舎	○		
473	大月警察署副署長公舎	1	大月警察署副署長公舎	○		
474	下川渡待機宿舎	1	下川渡待機宿舎	○	○	
475	上野原警察署署長公舎	1	上野原警察署署長公舎	○		
476	上野原警察署次長公舎	1	上野原警察署次長公舎	○		
477	桜ヶ丘待機宿舎	1	桜ヶ丘待機宿舎	○	○	
478	八ツ沢警察官待機宿舎	1	八ツ沢警察官待機宿舎	○	○	
587	甲斐警察署署長公舎	1	署長公舎	○		
588	甲斐警察署副署長公舎	1	副署長公舎	○		
589	甲斐警察署独身寮	1	独身寮	○		
480	東京事務所職員宿舎（野沢宿舎）	2	東京事務所職員宿舎		○	○
481	東京事務所職員宿舎（下馬宿舎）	1	東京事務所職員宿舎本館		○	○
482	音羽職員宿舎	8	音羽職員宿舎新しい号館		○	
482	音羽職員宿舎	9	音羽職員宿舎は号館		○	
482	音羽職員宿舎	10	音羽県職員宿舎 新3号棟		○	
482	音羽職員宿舎	18	音羽職員宿舎に号館		○	
483	富士吉田職員宿舎	3	富士吉田職員宿舎 世帯棟	○	○	
483	富士吉田職員宿舎	5	富士吉田職員宿舎 単身棟	○	○	
484	職員宿舎メイプル飯田	3	職員宿舎メイプル飯田	○	○	
485	宮前職員宿舎	1	宮前職員宿舎 1号館	○	○	

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
485	宮前職員宿舎	2	宮前職員宿舎 2号館	○	○	
487	吉田地区教職員住宅	5	吉田地区教職員住宅		○	
488	上野原高等学校教職員住宅	1	上野原地区教職員住宅		○	
509	広瀬ダム管理事務所等	1	広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室	○		
509	広瀬ダム管理事務所等	2	広瀬ダム管理事務所 倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム傍受局舎（中北建設事務所内）	○		○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム管理事務所 管理棟	○		
510	荒川ダム管理事務所等	3	荒川ダム管理事務所 コア倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	2	荒川ダム管理事務所 予備電源室棟（受変電・非常用発電）	●		
511	琴川ダム管理事務所等	1	管理棟	○		
511	琴川ダム管理事務所等	5	係船庫		○	○
512	大門ダム管理事務所等	1	大門ダム管理事務所	○		
512	大門ダム管理事務所等	2	大門ダム管理事務所 予備電源室（受変電・非常用発電）	●		
513	塩川ダム管理事務所等	1	塩川ダム管理事務所	○		
513	塩川ダム管理事務所等	2	塩川ダム係船庫		○	○
514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	○		
514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		○	○
526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園 体育館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	1	富士北麓公園 メインスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	2	富士北麓公園 体育館	-	○	
527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	○	
527	富士北麓公園	12	倉庫	-	○	
527	富士北麓公園	13	富士北麓公園 フリーウェイトトレーニング室	-	○	
527	富士北麓公園	14	富士北麓公園 屋内練習走路	-	○	
528	緑が丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	○	
528	緑が丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館 附属棟	-	○	
528	緑が丘スポーツ公園	5	県営体育館 スポーツの家、屋内プール	-	○	

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	○	
531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	○	
532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館（管理棟）	-	○	
538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	○	○	
538	武田の杜	12	健康の森 森林学習展示館	○	○	
538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	○	○	

※用途廃止された施設は一覧表から削除されます。

用途廃止後も建物が存続する場合は、法令を遵守し各施設管理者において必要に応じて点検を実施してください。

※長寿命化点検：○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象

●は、予防保全又は監視保全である（ ）内の設備のみ点検対象

※建築基準法点検：高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外のもの是一覧から除く

県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く

●は、昇降機のみ点検対象

※営繕課：施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙2 法令検査点検一覧表

検査等の対象		検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消防用設備等	消化器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条の3 消防庁告示（昭和50年第3号）	消防設備士または 消防設備点検資格者	
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線部分を除く）並びに操作盤	機器点検 総合点検	1回/6月 1回/1年			
	配線	総合点検	1回/1年			
	屋内外消火栓のホース、連結送水管	耐圧試験	1回/3年			
危険物	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯油槽を有する一般取扱所	消防法第10条第4項の基準に適合しているかの点検	1回/1年	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く 指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(ギア油等) = 6000L 他
ボイラー	ボイラー（小型ボイラーを除く）	性能検査 定期自主検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内) 1回/1月	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び压力容器安全規則第32条、第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種压力容器、小型压力容器、第2種压力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
	小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年			
压力容器	第1種压力容器（小型压力容器を除く）	性能検査 定期自主検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内) 1回/1月	ボイラー及び压力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー及び压力容器安全規則第92条で定める教育を受けたもの
	第2種压力容器	定期自主検査	1回/1年			
	小型压力容器					
エレベーター	積載荷重1トン以上	性能検査 定期自主検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内) 1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条 クレーン等の安全規則第154条、第159条	労働基準監督署長または 検査代行機関	
	積載荷重0.25トン以上1トン未満	定期自主検査	1回/1年			
事務所		作業環境測定 機械換気設備定期点検 照明設備定期点検	1回/2月 1回/2月 1回/6月	労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条		事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
特定建築物	中央管理方式の空調設備又は機械換気設備	空気環境の測定	1回/2月	ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）第4条 同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	講習修了者 建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の経験のあるもの 監督を行うものは講習終了者	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000㎡以上の建築物をいう。
	給水設備	遊離残留塩素の検査 飲料用水質の検査	1回/7日 1回/6月			
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	保安検査 危険予防規定を定め自主検査	3年に1回以上 1回/1年	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（フロンガスの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、フロン場合は含まれる。
	第1種製造者となる冷凍機	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
ばい煙発生施設		ばい煙量と濃度の測定	1回/2月	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条		ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びバーナーの燃焼能力が重油換算で50L/h以上のボイラー、火格子面積2㎡又は焼却能力200kg/h以上の焼却炉をいう。
簡易専用水道		外観検査 水質検査 書類検査	1回/1年	水道法34条の2 同施行規則第55条、56条		簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m ³ を超えるものをいう。 指定するもの
特定施設(指定地域特定施設)		排水水の特定	400m ³ /日以上：1回/1日 200～400m ³ /日未満：1回/7日 100～200m ³ /日未満：1回/14日 50～100m ³ /日未満：1回/30日	水質汚濁防止法第14条 同施行規則		特定施設とは、処理対象人員が500人を超える尿浄化槽（指定地域は201人以上500人以下）及び300床以上の病院の厨房施設
事業用電気工作物		保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/3年	電気事業法第42条	電気主任技術者（電気保安協会他）	事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
ガス湯沸かし器（屋内設置） ガス風呂釜（屋内設置） 及びこれらの排気筒		消費機器の技術上の基準(規則108条)	1回/3年	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
浄化槽		水質検査	1回/1年	浄化槽法第10条		水質検査は指定検査機関が行う。
		保守点検	1回/1週～6月	浄化槽法第11条	浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。